

秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第9章第2節の規定に基づき、秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金等交付要綱を次のように定める。

（補助事業等及び補助金等の額等）

第1条 秋田県観光文化スポーツ部観光戦略課関係補助金等の交付の対象とする事務又は事業（以下「補助事業等」という。）、補助金等の率又は額、交付申請書の提出期限及びその経由機関等は、別表第1に定めるとおりとする。

（補助金等交付申請書）

第2条 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、別に定める場合を除き、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業等実施計画書（様式第2号）
- 二 収支予算書（様式第3号）
- 三 その他知事が必要と認める書類

（補助金等交付の条件等）

第3条 補助金等の交付を決定するにあたっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助金等を目的以外に使用しないこと。
- 二 次に掲げる場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、別表第2に掲げる軽微な変更は除く。

- 〈1〉 補助事業等に要する経費の配分を変更するとき。
- 〈2〉 補助事業等の内容を変更するとき。
- 〈3〉 補助事業等の事業期間を年度を越えて変更するとき。
- 〈4〉 補助事業等を中止し、又は廃止するとき。

三 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。

四 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。

2 前項第二号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。

- 一 交付条件等変更承認申請書（様式第4号）
- 二 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第5号）

3 第1項第三号の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定通知）

第4条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第7号）によるものとし、財務規則第252条の規定による交付決定の変更等の通知は、補助金等交付決定変更等通知書（様式第8号）によるものとする。

（状況報告等）

第5条 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況報告書（様式第9号）により、別に定める日までに提出するものとする。

2 補助事業等の着工（発注を含む。）は、前条の通知後に行うするものとする。ただし、や

むを得ない事情により補助金等の交付決定前に着工する必要がある、かつ、当該着工が妥当である場合は、補助金等交付申請者は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、当該着工の理由を明記した交付決定前着工届（様式第14号）を知事に提出するものとする。

- 3 前項ただし書の規定により補助金等の交付決定前に着工しようとする者は、補助金等の交付決定が確実となってから着工するものとする。この場合において、当該者は、当該着工について知事は一切の責任を負わず、当該着工に係る全ての損失等は自らの責任であることを了知して着工するものとする。

（実績報告書）

第6条 財務規則第255条に規定する実績報告書は、別に定める場合を除き、様式第10号によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 事業等実績書（様式第2号）
- 二 収支精算書（様式第11号）

（補助金等の請求並びに概算払及び前金払）

第7条 補助金等の請求は、請求書（様式第15号）に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。

- 2 財務規則第258条第2項、第3項及び第4項の規定により概算払又は前金払することができる補助金等の種類、限度額及び交付時期は、別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第12号）に請求書を添えて提出するものとする。

（増築等に伴う手続き）

第8条 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新、利用規模又は利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届（様式第16号）により、知事に届け出るものとする。

（財産処分の制限等）

第9条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後、同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

- 2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第13号）によるものとする。

（手続きの一部省略）

第10条 財務規則第263条の規定により、手続きの一部を省略することができる補助金は、別表第5に定めるとおりとする。

（要領への委任）

第11条 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年３月１７日から施行する。ただし、第１条別表第１から別表３及び様式第２号の食農観ビジネス等推進重点支援地域形成事業費補助金の項を削る改正規定は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年７月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年１０月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年５月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年５月１３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年６月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月６日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年２月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年３月３１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月３日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年５月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年７月７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年２月１７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年５月２１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年７月１０日から施行する。

(別表第1)

観光戦略課関係補助金の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の率又は額	補助事業者	申請書提出期限	状況報告書提出期限	実績書及び精算書提出期限	提出先及び経由機関
観光振興事業費交付金	観光分野の機能合体により、県の観光事業を担うこととなった市町村に対し、事業に必要な経費を交付する。	地域の観光振興事業	予算で定める額	市町村	別に定める	—	事業終了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日	観光戦略課
宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金	物価高騰等により、宿泊業を取り巻く経営環境が厳しい状況にあることから、県内宿泊事業者が行う冬季宿泊客の増加やインバウンド誘客の促進等を目的とした宿泊サービスの高付加価値化及びデジタル技術を活用した経営の効率化による収益改善に向けた取組を支援する。	宿泊事業者経営力強化支援事業	別に定める	別に定める	別に定める	—	事業終了後30日以内又は2月28日のいずれか早い日	観光戦略課
洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金	洋上風力発電を新たな観光資源とした視察旅行や教育旅行等の受入を行う団体の態勢整備を支援することを目的とする。	洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金	別に定める	別に定める	別に定める	—	事業終了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日	観光戦略課
物価高騰の影響に伴う指定管理者支援事業費補助金	県有施設の指定管理者に対し、物価高騰の影響によりかかり増しになった光熱費及び燃料費について、指定管理者の収入に占める指定管理料の割合に応じて助成し、指定管理者を支援することを目的とする。	物価高騰の影響に伴う指定管理者支援事業費補助金	別に定める	別に定める	別に定める	—	別に定める	観光戦略課
トラベルワーキング活用支援事業費補助金	幅広い地域から働き手を確保し、繁忙期における宿泊施設の人手不足の緩和を図るとともに、潜在的労働力の獲得や交流人口及び関係人口の増加に向けた環境づくりを推進する。	トラベルワーキング活用支援事業補助金	別に定める	別に定める	別に定める	—	別に定める	観光戦略課

(別表第1)

観光戦略課関係補助金の種類等

補助金等の名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	補助金等の 率又は額	補助事業者	申請書提出期限	状況報告書 提出期限	実績書及び 精算書提出期限	提出先 及び 経由機関
事業者連携による 稼ぐ観光地域づく り推進事業費補助 金	企画力・販売力の強化に向けて、事業者の連携 を促すとともに、魅力ある現地発着旅行商品の 造成・販売を支援することで、本県への観光客 の誘致促進を図ることを目的とする。	事業者連携による稼ぐ観光 地域づくり推進事業費補助 金	別に定める	別に定める	別に定める	—	別に定める	観光戦 略課

(別表第2)

軽 微 な 変 更

補助金の名称	経 費 の 配 分 の 変 更	事 業 の 内 容 の 変 更
観光振興事業費交付金	「経費項目の新設、変更又は廃止」以外の変更	「事業主体の変更」以外の変更
洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金	経費相互間の増減が20%を超えないとき	補助対象経費の増減が20%を超えないとき
宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金	経費相互間の増減が20%を超えないとき	補助対象経費の増減が20%を超えないとき
トラベルワーキング活用支援事業費補助金	・経費相互間の増減が20%を超えないとき ・「経費項目の変更又は廃止」以外の変更	・補助対象経費の増減が20%を超えないとき ・「利用したマッチングサービスの変更」以外の変更
事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金	経費相互間の増減が20%を超えないとき	補助対象経費の増減が20%を超えないとき

(別表第3)

概算払(前金払)することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者等	概 算 払 す る 率 又 は 額	交付期日
観光振興事業費交付金	地域の観光振興事業	市町村	交付決定額の10/10以内	別に定める

(別表第4)

処 分 制 限 財 産 の 指 定

補助金の名称	財産の区分	名 称	制 限 期 間
地域観光集客拠点構築支援事業費補助金	別に定める	別に定める	別に定める
宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金	別に定める	別に定める	別に定める

(別表第5)

手続きの一部を省略できる補助金

補 助 金 等 の 名 称	手続きの省略できる書類
観光振興事業費交付金	第5条第1項に定める補助事業等遂行状況
宿泊事業者経営力強化支援事業費補助金	
洋上風力発電産業観光受入態勢整備支援事業費補助金	
物価高騰の影響に伴う指定管理者支援事業費補助金	
トラベルワーキング活用支援事業費補助金	
事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金	